

議 会 改 革 推 進 会 議 (6/28 概 要)

日 時	平成30年 6月28日 (木)	午前9時30分～午前11時 21分
場 所	飯田市役所 第1委員会室	
出席者	後藤荘一委員長、木下徳康副委員長、清水優一郎委員、小林真一委員、福澤克憲委員、山崎昌伸委員、福沢 清委員、吉川秋利委員	
事務局	吉川事務局長、北原事務局次長、筒井庶務係長	

【会議の要点】

○協議事項等

1 反問権の実施要綱（案）について

（後藤委員長から説明 資料 p6）

- ・ いままでの経緯として、市長からの要望と議会改革の中間報告を再確認。
- ・ 前回の委員会で意見があった、正副委員長の「たたき台」として、2つの案を提示。

□資料説明「反問権の実施要項案（第1案、第2案）」及び「検討項目一覧表」

（説明 事務局 筒井庶務係長）

- ・ 「検討項目一覧表」の項目を基本に、要綱案へ盛り込んである。
- ・ 法的な根拠としては、飯田市議会会議規則で位置付けて、反問権に関する要綱を定めるというもの。（例規担当専門主査の助言あり）

□6月28日の委員会で確認されたこと

- ・ ◎飯田市議会の法的な根拠として、「飯田市議会会議規則」で位置付け、反問権に関する要綱を定める。規則の条項等は、今後、要綱の内容が固まってきた段階で、例規担当専門主査にアドバイスを求めながら決めていく。
- ・ ◎検討事項一覧表の(1)～(8)までの内容を一つずつ決めていくが、当面は暫定的な決定であり、後からの議論により、変更になることもあることを確認した。
- ・ ◎「反問権」を付与（行使）する対象については、検討事項一覧表の(2)の①代表質問、②一般質問に関しては、委員会の意見として「良」とする。③、④は次回以降に再度協議。
- ・ ◎「反問が行使できるもの」については、(3)の②対象となる質問・質疑の答弁に立った者のみ（※部長職・課長職が答弁に立った場合は、市長・副市長・教育長等や直属の部長職も行使できる。）

質疑について：

○飯田市議会会議規則

第1章 会議 第7節 発言

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。